

## 過去の質疑応答集

### ● カタログギフトの商品の選定に関すること

Q1 商品によって価格のばらつきがあっても問題ないですか？

例 商品A 3,100円、商品B 2,900円、商品C 3,000円など

A1 問題ありません。また、概ね3,000円相当以上の商品を選定していただいても構いません。

Q2 カタログのサイズ、紙質はどのくらいが望ましいですか？

A2 具体的なサイズ、紙質等の基準はありませんが、基本仕様書に記載のとおり、「高齢者が理解できるように、見やすく、注文しやすいもの」とする必要があります。

Q3 カタログを入れる体裁は化粧箱でなく、封筒タイプでも問題ないですか？また、配送方法は運送便ではなく郵便レターパック又はゆうパケットのような追跡確認ができるものであれば問題ないですか？

A3 封筒タイプでも問題ありません。また、配送方法については、追跡確認を要する仕様とはしていませんが、郵便レターパック又はゆうパケットによることも問題ありません。

### ● 返信用はがきの受付、問合せ対応に関すること

Q4 期限の過ぎた申込について、可能な限り受け付けることとありますが、契約期間を過ぎても受け付けるという認識ですか？

A4 契約期間の末日までに全ての業務を履行し、報告書等が提出できる範囲で、実施計画において申込の最終期限を定めていただくこととなります。

Q5 確認文書を送っても最終的に申込のない方には何も送らない認識で間違えないですか？その場合、申込のなかった方はどれくらいいましたか？

A5 実施計画で定めた最終期限までに申込みのなかった方には、商品を送る必要はありません。昨年度そうした事情で商品を送らなかった方の対象者に占める割合は6.8%でした。

Q6 期限の過ぎた申込への対応は、最終期限の設定が可能ですか？無期限になりますか？

A6 本委託契約は、契約期間内に業務の履行が可能範囲で申込の最終期限を定めていただくこととなります。

Q7 敬老記念品、高齢者いきいき活動ポイント事業記念品の2種類がありますが、カタログ及びはがきは統一しても問題ないですか？

A7 カタログ及びはがきを統一して製作すること自体は可能ですが、基本仕様書に記載のとおり、「敬老対象者向け返信用はがき」と「上限ポイント超過者向け返信用はがき」とは、容易に区別できるようにする必要があります。

### ● 商品の調達及び配送

Q8 標記は配送伝票の備考欄に記載で問題ないですか？

A8 送り付け商法や詐欺を警戒し、荷物の受け取りを拒否されることのないよう、伝票の備考欄への記載のみではなく、安心して確実に荷物を受け取っていただくための工夫（「米寿記念品」と記載したシールを貼るなど）をお願いします。

Q9 お届け先都合による再出荷費用も、受注者側の負担で間違えないですか？

A9 お見込みのとおりです。

Q10 取りまとめた数量を基に調達、とありますが、返信用はがき受領の都度の調達でも問題ないですか？

A10 問題ありません。申込をした対象者へ可能な限り早く配送するよう努めていただきたいと思いますと考えています。

● 報告書の作成・提出に関することについて

Q11 売上計上に関しまして、カタログギフトを出荷または納品した時点、もしくは申込商品を発送または納品した時点のどちらでしょうか。申込商品を発送または納品した時点であれば月間ベースと考えてよろしいでしょうか。

A11 カタログについては発送時点、商品については納品時点で計上してください。また、商品の配送については、毎月報告をお願いいたします。

なお、カタログの発送は定額経費として、商品の配送は変動経費として委託料を算定してください。

● 委託料の算定方法に関すること

Q12 確認文書を配送するものは、一定期日までの申込率に左右されるため、変動経費とみなしてよろしいですか？

A12 確認文書の配送は、基本仕様書に記載のとおり、「返信用はがきの受付、問合せ対応」業務の一部としていますので、定額経費として委託料を算定してください。

● 再委託の制限に関すること

Q13 受託業務の一部又は全部を第三者に委託する体制での応募は可能ですか？また、その場合の業務実績は委託先の実績を含めた形での提出でよろしいですか？

A13 本委託業務の一部であれば、第三者に委託する体制での応募は可能です。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、企画提案書に記載してください。また、受注後に第三者への再委託の必要が生じた場合は、事前に発注者に協議し、文書による承認を得てください。業務実績は再委託先の実績を含めた形で提出してください。

● その他注意事項に関すること

Q14 提出書類の企画提案書に関して、様式第4号での提出が必須でしょうか。必須の場合、「提案内容」欄を参加事業者側で記入するということでもよろしいでしょうか。

A14 様式第4号での提出は必須ではなく、別様式で提出いただいても構いません。様式第4号を提出する場合は、「提案内容」欄を参加事業者側で記入してください。